



## 大阪アジア映画祭 2011 コンペティション部門 作品募集規約

名称 大阪アジア映画祭 2011

主催 大阪アジア映画祭実行委員会

会期 2011年3月5日(土)～13日(日)

応募 A. 出品料:無料とする。

B. 応募資格:次の条件を満たしていること

1. アジアの作品であること。または、アジアと深い関係を有する作品であること。
2. 作品の完成形態が、35ミリ又は16ミリのフィルム、もしくはビデオであること。
3. 日本の劇場又はテレビ放映などで、2011年3月20日以前に一般公開されていない作品であること。
4. 2009年1月1日以降に完成したものであること。
5. 60分以上の作品であること。

C. 応募作品:応募は次に挙げる資料を提出することとする。

1. 1/2 インチの VHS ビデオテープ(NTSC/PAL)、又は DVD(リージョンフリー)。
2. 応募用紙
3. 作品概要・作品解説(日本語又は英語)
4. スチール写真(異なる種類のもの 3～5 枚)

D. 送料・自己責任:応募作品の映画祭事務局までの輸送に関する経費は応募者の負担とする。また、応募作品の映画祭事務局受領時までの紛失、破損などの事故に関しては、主催者側は責任を負わない。

E. 応募作品の返却:応募作品その他資料は返却されず、事務局で保管・活用することとする。

F. 応募先:大阪アジア映画祭実行委員会事務局 〒530-0014 大阪市北区鶴野町4 B-801

tel. 06-6373-1211 fax. 06-6373-1213 e-mail.[info@oaff.jp](mailto:info@oaff.jp)

G. 応募締切:2010年11月13日必着とする。

H. 応募上の注意:

1. 応募にあたっては、作品に使用した著作権について必要な手続きを済ませることとする。万一、第三者から権利侵害、損害賠償等の請求がなされた時は応募者は自らの責任と負担で対処するものとし、主催者側は一切の責任を負わない。
2. C.の素材・資料発送と同時に、応募の旨を Fax.またはメールにて事務局宛に通知することが望ましい。

賞 A. 映画祭審査委員会はコンペティション部門で上映された作品、及びその関係者から以下の賞を授与する。

1. 最優秀作品賞(グランプリ)(賞金 50 万円):審査委員会が最も優秀であると決定した作品に授与。
2. 来るべき才能賞(賞金 20 万円):審査委員会が最もアジア映画の未来を担う才能であると決定した人に授与。

B. 映画祭審査委員会または事務局は、その裁量で以上の賞に加えて特別賞などその他の賞を授与することができる。

C. 観客の投票により最多支持を得た作品に観客賞を授与する。

審査委員会

コンペティション部門上映作品を審査する審査委員会は 3～5 名の審査委員で構成され、映画祭事務局によって選定される。入選作品の製作・配給・興行に関わる者、および本映画祭主催組織に関わる者は、審査委員の資格を有しない。

入選作品

A. プログラム:応募作品の選考は、プログラミング・ディレクターを含む事務局によって行われ、上映プログラムは、コンペティション部門とその他部門の振り分け、入選資格の判定も含め、プログラミング・ディレクターによって最終決定される。

B. 入選作品

1. 入選した作品については、速やかに応募者に通知する。
2. いったん本映画祭における上映に同意した者は、いかなる事情であれ上映を撤回できないものとする。
3. 事務局が特別に書面で許可した場合を除き入選作品を本映画祭閉幕日以前に日本で上映・放映することはできない。
4. 入選作品に関しては、1作品につき監督1名を本映画祭に招待するものとし、その渡航費・宿泊費は主催者側の負担とする。

C. 上映・広報素材:入選決定作品の出品者は、以下の素材を事務局が別途指定する送り先、期日までに送付すること。その送付に伴う経費は主催者側の負担とする。

1. 英語字幕付き原語版の上映素材(台詞が英語である場合は、英語字幕は不要)
2. 原語台本、英語字幕台本、スポッティング・リスト
3. 作品の代表スチール写真、監督の顔写真
4. 予告編
5. ポスター3枚

D. 広報:上映作品に関しては、応募者の同意の上、応募用紙に記載されたデータ及び広報素材を、本映画祭のサイトや新聞、雑誌、テレビなどのメディア媒体で活用するものとする。

E. 上映

1. 上映は、原則として原語版(英語・日本語字幕付き)で行われる。ただし原語が英語の場合は日本語字幕付きで、原語が日本語の場合は英語字幕付きで上映される。ただし本条項の適用については主催者側が最終決定する。
2. 日本語字幕の翻訳・製作は、主催者側の負担で行われる。ただし日本に当該作品の上映権利保有者が存在する場合は、原則としてその保有者が作成した日本語字幕が提供されるものとする。

効力 本規約は日本語版が全てに優先する。本映画祭に応募・出品することは、この規約の承認と遵守を意味する。

問:大阪アジア映画祭実行委員会事務局 tel. 06-6373-1211 fax. 06-6373-1213 e-mail.[info@oaff.jp](mailto:info@oaff.jp) website.[www.oaff.jp](http://www.oaff.jp)